

議案第 83 号

岩倉市土地開発基金条例及び岩倉市土地取得特別会計条例の廃止について

岩倉市土地開発基金条例及び岩倉市土地取得特別会計条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 2 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

# 岩倉市土地開発基金条例及び岩倉市土地取得特別会計条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 岩倉市土地開発基金条例（昭和46年岩倉市条例第41号）
- (2) 岩倉市土地取得特別会計条例（昭和46年岩倉市条例第47号）

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日に、この条例による廃止前の岩倉市土地開発基金条例の規定により設置された基金に属していた財産は、岩倉市一般会計に属するものとする。
- 3 岩倉市土地取得特別会計に係る令和7年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。